

安全・安心な暮らしを守るために

平成29年7月1日から



# 違反対象物の公表制度

が始まりました!



市民の皆さんが、建物を安心して利用していただくために  
重大な消防法令違反のある建物を消防局ホームページで公表する制度です。

<p>公表の対象は？</p>	<p>飲食店、物品販売店、旅館・ホテル、病院など、不特定多数の人が利用する「特定防火対象物」として指定されている建物が対象となります。</p> 
<p>公表の対象となる違反内容は？</p>	<p>消防法で建物に設置が義務付けられている消防用設備(屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備)が設置されていない重大な法令違反が対象です。</p>  <p>屋内消火栓設備      スプリンクラー設備      自動火災報知設備</p>
<p>公表の方法と内容は？</p>	<p>市消防局のホームページ(<a href="http://www.satsumasendai-fd.jp">http://www.satsumasendai-fd.jp</a>)で公表します。 (最寄りの消防署で閲覧することもできます。) 公表内容は ①建物の名称 ②所在地 ③違反の内容 です。</p> 
<p>公表の流れは？</p>	 <p>消防署の立入検査で違反を発見 → 関係者へ違反を通知 → *14日を経過しても違反が認められる場合 → 消防局ホームページで違反を公表</p> 

重大な消防法令違反のほとんどが、無届けの増築や建物の接続です。増改築や用途変更などを計画される際は、事前に消防局に相談しましょう!

■「違反対象物公表制度」についての問合せは

薩摩川内市消防局予防課

薩摩川内市中郷町5031番地1 電話 0996-22-0135